別添

検討会の調査対象及び方法（案）

患者又は遺族

④調査票の記入を依頼、投与時の医療データの送付

⑤記入済み調査票及び投与時の医療データの返送

主治医（治療医療機関）（現在及び5年前）

③調査票及び投与時の医療データの送付

投与医療機関

投与時の医療データの修正

②調査票及び投与時の医療データの送付

製薬企業

投与時の医療データの作成

①調査票の送付（※1）

国

調査票の作成

⑥直接調査票を郵送

（あわせて同意書（※2）及び投与時の医療データを郵送）

⑦調査票の集計結果を報告

検討会

調査票が送付された症例

その後の経過や治療の有無の分析

○症状の推移
○治療の経過
○亡くなっている場合は死因

その他の症例

最新の医学的見地よりデータ（※3）を分析

○C型肝炎かその他の肝機能障害かの検討
○投与と感染の因果関係の分析

※1　調査票は、製薬企業及び投与医療機関を経由し、お知らせを行った患者（遺族）に送付。

※2　検討会で使用すること及び調査結果の公表について、患者（遺族）に同意をお願いする。

※3　メーカーが作成した投与時の医療データを再評価する。